

# 女性の職場における活躍を推進する 女性活躍推進法が成立しました！

※ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

【301人以上の労働者を雇用する事業主の皆様へ】

平成28年4月1日までに、**①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う必要**があります。

301人以上の労働者(※)を雇用する事業主の皆様は、以下のご準備をお願いします。

(※)労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。また、**300人以下の事業主の皆様は努力義務**となっています。

## <ステップ1>

**自社の女性の活躍状況を把握し(※1)、課題分析を行ってください(※2)**

次の女性の活躍状況(①~④)については必ず**把握し、課題分析**を行ってください。

**①採用者に占める女性比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④管理職に占める女性比率**

★ 女性の活躍状況の把握や課題分析のための支援ツールについては、**年内**に厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、ぜひご活用ください！

(※1) そのほか任意で把握することとする項目については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

(※2) 望ましい課題分析の手法についても、今後、行動計画策定指針で定め、10月頃お示しする予定です。

## <ステップ2>

**行動計画の策定、届出、社内周知、公表を行ってください**

ステップ1の結果を踏まえて、女性の活躍推進に向けた**①行動計画の策定、②都道府県労働局への届出、③労働者への周知、④外部への公表**を行ってください。

①行動計画には、**(a)計画期間 (b)数値目標 (c)取組内容 (d)取組の実施時期**を盛り込んでください。

★ 女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、**来年2月頃**厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、**行動計画の公表先**として、ぜひご活用ください！

(※) 行動計画の届出については、来年1月頃から受付を開始します。

(※) 労働者への周知方法、外部への公表方法については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

(※) 効果的な取組内容についても、今後、行動計画策定指針で定め、10月頃お示しする予定です。

## <ステップ3>

**自社の女性の活躍に関する情報を公表してください**

優秀な人材の確保と企業の競争力向上につなげるため、**自社の女性の活躍に関する情報を公表**してください。

★ 女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、**来年2月頃**厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、**情報公表先**として、ぜひご活用ください！

(※) ①採用者に占める女性比率、②勤続年数の男女差、③労働時間の状況、④管理職に占める女性比率のほかの公表項目、公表方法については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

(※) 公表項目はの中から、適切であると考える項目を一つ以上選んで公表してください。

さらに！

女性活躍推進に関する認定取得を目指しましょう！

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、**厚生労働大臣の認定**を受けることができます。

(※) 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。

(※) 認定基準、認定マークについても、今後、厚生労働省令などで定め、10月頃にお示しする予定です。

また、10月頃お示しする予定の**行動計画策定指針**において、右に掲げる項目を中心とする女性の活躍推進のための**効果的な取組**を盛り込む予定ですので、女性の活躍推進に向けた取組の実施に当たり、ぜひご活用ください！

女性活躍推進法特集ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

検索！

女性活躍推進法特集ページ

#### 今後お示しする予定の取組分野

- ◆ 女性の積極採用に関する取組
- ◆ 配置・育成・教育訓練に関する取組
- ◆ 継続就業に関する取組
- ◆ 長時間労働是正など働き方の改革に向けた取組
- ◆ 女性の積極登用・評価に関する取組
- ◆ 雇用形態や職種の転換に関する取組
- ◆ 女性の再雇用や中途採用に関する取組
- ◆ 性別役割分担意識の見直しなど職場風土改革に関する取組

☆ 女性活躍推進法の詳細は、**厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）**をご覧ください。

☆ その他のお問い合わせについては、最寄りの都道府県労働局雇用均等室までお気軽にどうぞ。

【受付時間 8時30～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)】

|     |              |     |              |     |              |     |              |
|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|
| 北海道 | 011-709-2715 | 東京  | 03-3512-1611 | 滋賀  | 077-523-1190 | 香川  | 087-811-8924 |
| 青森  | 017-734-4211 | 神奈川 | 045-211-7380 | 京都  | 075-241-0504 | 愛媛  | 089-935-5222 |
| 岩手  | 019-604-3010 | 新潟  | 025-288-3511 | 大阪  | 06-6941-8940 | 高知  | 088-885-6041 |
| 宮城  | 022-299-8844 | 富山  | 076-432-2740 | 兵庫  | 078-367-0820 | 福岡  | 092-411-4894 |
| 秋田  | 018-862-6684 | 石川  | 076-265-4429 | 奈良  | 0742-32-0210 | 佐賀  | 0952-32-7218 |
| 山形  | 023-624-8228 | 福井  | 0776-22-3947 | 和歌山 | 073-488-1170 | 長崎  | 095-801-0050 |
| 福島  | 024-536-4609 | 山梨  | 055-225-2859 | 鳥取  | 0857-29-1709 | 熊本  | 096-352-3865 |
| 茨城  | 029-224-6288 | 長野  | 026-227-0125 | 島根  | 0852-31-1161 | 大分  | 097-532-4025 |
| 栃木  | 028-633-2795 | 岐阜  | 058-245-1550 | 岡山  | 086-224-7639 | 宮崎  | 0985-38-8827 |
| 群馬  | 027-896-4739 | 静岡  | 054-252-5310 | 広島  | 082-221-9247 | 鹿児島 | 099-222-8446 |
| 埼玉  | 048-600-6210 | 愛知  | 052-219-5509 | 山口  | 083-995-0390 | 沖縄  | 098-868-4380 |
| 千葉  | 043-221-2307 | 三重  | 059-226-2318 | 徳島  | 088-652-2718 |     |              |



厚生労働省 都道府県労働局雇用均等室

平成27年9月作成 リーフレットNo.15